

# 仕様書

1 件名 令和8年度東北農政局秋田県拠点庁舎清掃業務

2 履行場所 東北農政局秋田県拠点  
秋田市山王七丁目1番5号

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 庁舎構造 RC5階建て(エレベーター設置なし)

## 5 業務内容

### (1) 清掃項目及び対象面積

別紙1「東北農政局秋田県拠点庁舎清掃基準表」による。

### (2) 作業日時

- ・行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く平日とする。  
なお、定期清掃については、上記以外とすることもある。
- ・日常清掃の作業時間は、午前8時から12時までの間(4時間)とする。
- ・定期清掃については、ワックス・カーペット(年1回:10月)、男子便所小便器等の尿石除去及び床・側面タイル(年2回:4月、10月)、窓ガラス(年1回:9月)、ルーフドレン(年1回:10月)の清掃のほか、除草等作業(年3回:5月、7月、9月)を行うこととする。

### (3) 経費の負担区分等

- ・発注者の負担  
清掃に要する光熱水費及び衛生用品(トイレットペーパー、水切りネット、ごみ袋)
- ・受注者の負担  
上記以外の全てのもの
- ・使用機材等について  
清掃に使用する機材及び消耗品等は、監督職員の同意を得たものを使用すること。  
男子便所用洗剤は、尿石付着防止剤入りのものを使用すること。  
窓ガラス清掃作業には、高所作業車を使用すること。

## 6 環境負荷低減に向けた取組

### (1) 環境関係法令の遵守

- 受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。
- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)  
イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

### (2) 環境関係法令の遵守以外の事項

- 受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努めること。
- イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものとの調達に努めること。
- ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

## 7 その他

- (1) 受注者は、清掃作業員を直接統括する業務責任者を選任すること。  
業務責任者は「清掃作業監督者」の資格を有している者とし、その資格の写しを提出すること。また、当該資格の有効期間満了に伴い更新があった場合も同写しを提出すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること。
- (3) 清掃作業に当たっては、ネームプレートを着用すること。
- (4) 作業現場においては、常に火災・盗難・その他の事故防止について十分注意すること。
- (5) 毎日の業務終了後、清掃業務実施表（別紙2）に必要事項を記録し、監督職員の確認を受け1箇月分を取りまとめ、業務完了報告書と併せて担当職員に提出すること。
- (6) 契約書第16条の甲の解除権による場合のほか、発注者はその都合により、本契約を打ち切ることができるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定める。

## 東北農政局秋田県拠点庁舎 清掃基準表

別紙1



清掃項目 作業対象			日 常 清 掫												定期清掃					
			作業回数												作業回数					
除塵	部分水拭き	全面水拭き	ダゴミの収集、運搬シユレツ	手摺の拭き清掃	・汚衛で扉鏡洗物生部、面収用分便清台、集品拭所掃のき面台	・扉鏡洗物生部、面収用分便清台、集品拭所掃の補充、衛生陶器、	・・・衛厨流生芥し台消耗品補充	・・・衛厨流生芥し台消耗品補充	はき掃除	窓ガラス、マット清掃	入口扉拭き	応接テーブルの水拭き	壁面清掃	ワックス清掃	カーペット清掃	床男子等清便所、尿石除去	窓ガラス清掃	ルーフドレン清掃	除草等作業	
5階	大會議室	弹性床	91.39	1/5日	1/5日		1/日								1/年					
	図書資料室	繊維床	38.33	1/5日			1/日													
	プリント室	硬質床	31.58	1/5日	1/5日		1/日													
	小計		161.30																	
合 計 (面積m <sup>2</sup> )			1,717.29												1,035.34	57.92	68.71	420.70	20ヶ所	235.25

※ 繊維床及び畳の除塵は掃除機で行うこと。

※ 各階清掃時に、廊下窓枠の水拭き及び各部屋ドアノブの乾拭きをすること。

※ 作業場所内の備品類で、その移動に2人以上要するものはそのままの位置で清掃し、その周囲、裏側等清掃可能な場所を実施するものとする。

#### 【定期清掃基準】

ワックス清掃	除塵作業後、床面に専用洗剤を塗布し汚れを除去後、樹脂ワックス2回塗布仕上げとする。
カーペット清掃	除塵作業後、専用洗浄機を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛調整する。
男子便所小便器尿石除去(10個) 男子便所床・側面タイル清掃	尿石除去剤を使用し、小便器に付着している尿石を除去する。 薬剤を使用し、床・側面タイルの黒ずみを除去する。
窓ガラス清掃	ガラス面(両面)を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクリイジーで拭き取る。
ルーフドレン清掃	屋上等にあるルーフドレンのごみや泥等を除去する。
除草等作業	除草(花壇以外の敷地内に生えた雑草の除草も含む)、植込みの剪定、散在した石の整理、側溝清掃、雨水枡の泥すくい。

## 清掃業務実施表

別紙2

年 月分 清掃作業員 ○○○○

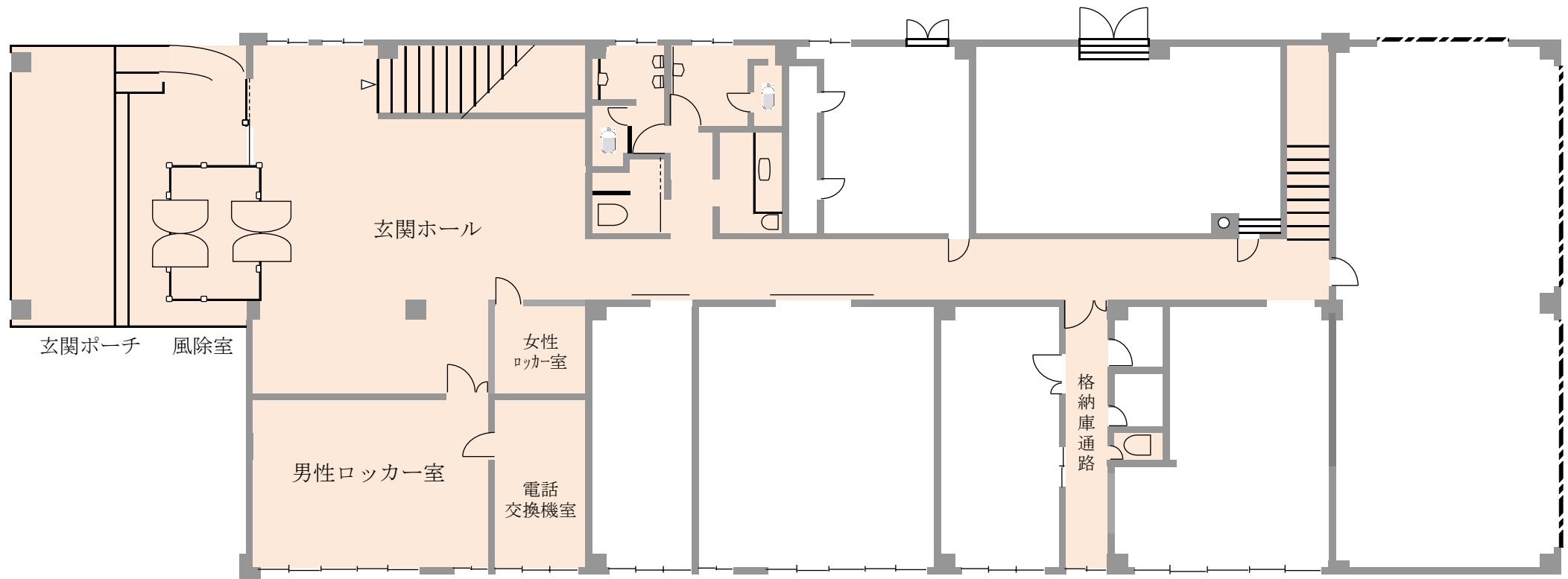
区分	作業回数	清掃箇所	作業日確認表																																	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
日常清掃	各階共用部他	1 / 日 廊下(格納庫通路含)、階段、便所・洗面所、湯沸室、玄関ポーチ・会議室等(ごみ収集)																																		
	1階	1 / 5日 玄関風除室、玄関ホール(女性ロッカーリ合む)、男性ロッカーリ、電話交換機室																																		
	2階	1 / 5日 地方参事官室、会議室																																		
	3階	1 / 5日 事務室、図書室 女子更衣室、女子ロッカーリ																																		
	4階	1 / 5日 事務室、第5会議室、調査員相談室、男子更衣室																																		
	5階	1 / 5日 大会議室、図書資料室、プリント室																																		
定期清掃	ワックス清掃	1 / 年 指定の場所																																		
	カーペット清掃																																			
	窓ガラス清掃																																			
	ルーフドレン清掃																																			
	尿石除去及び床・側面タイル清掃	2 / 年 男子便所(小便器尿石除去)(床・側面タイル清掃)																																		
	除草等作業	3 / 年 指定の場所																																		
監督職員確認																																				
検査職員検査																																				

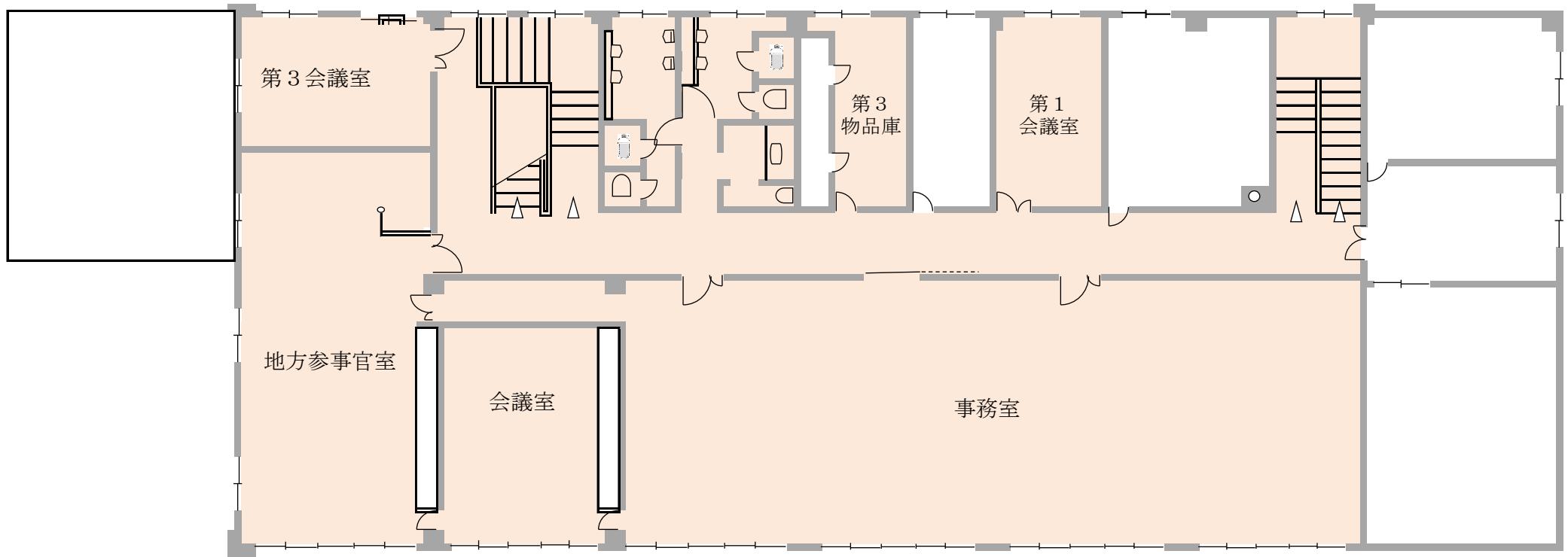
\* 作業内容は清掃基準表による。

通信欄 :

概略図面

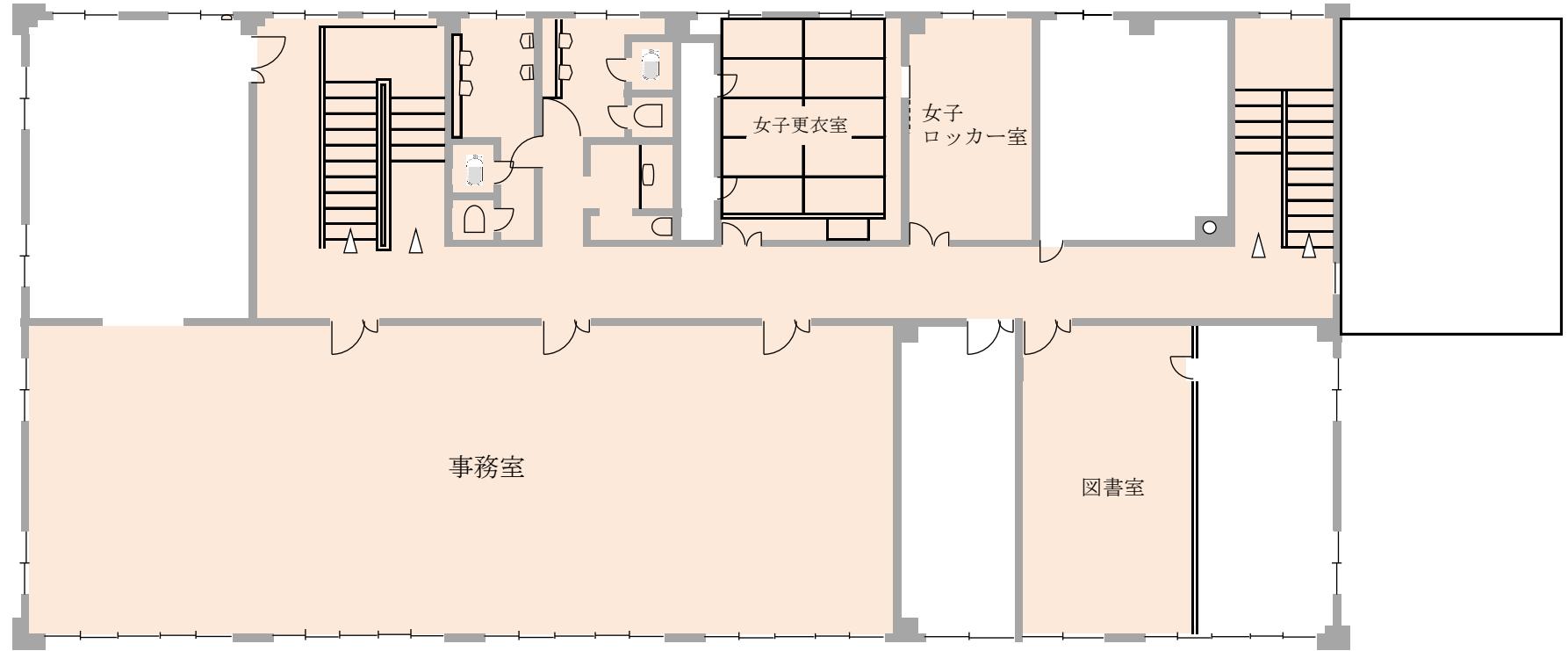
(日常清掃)





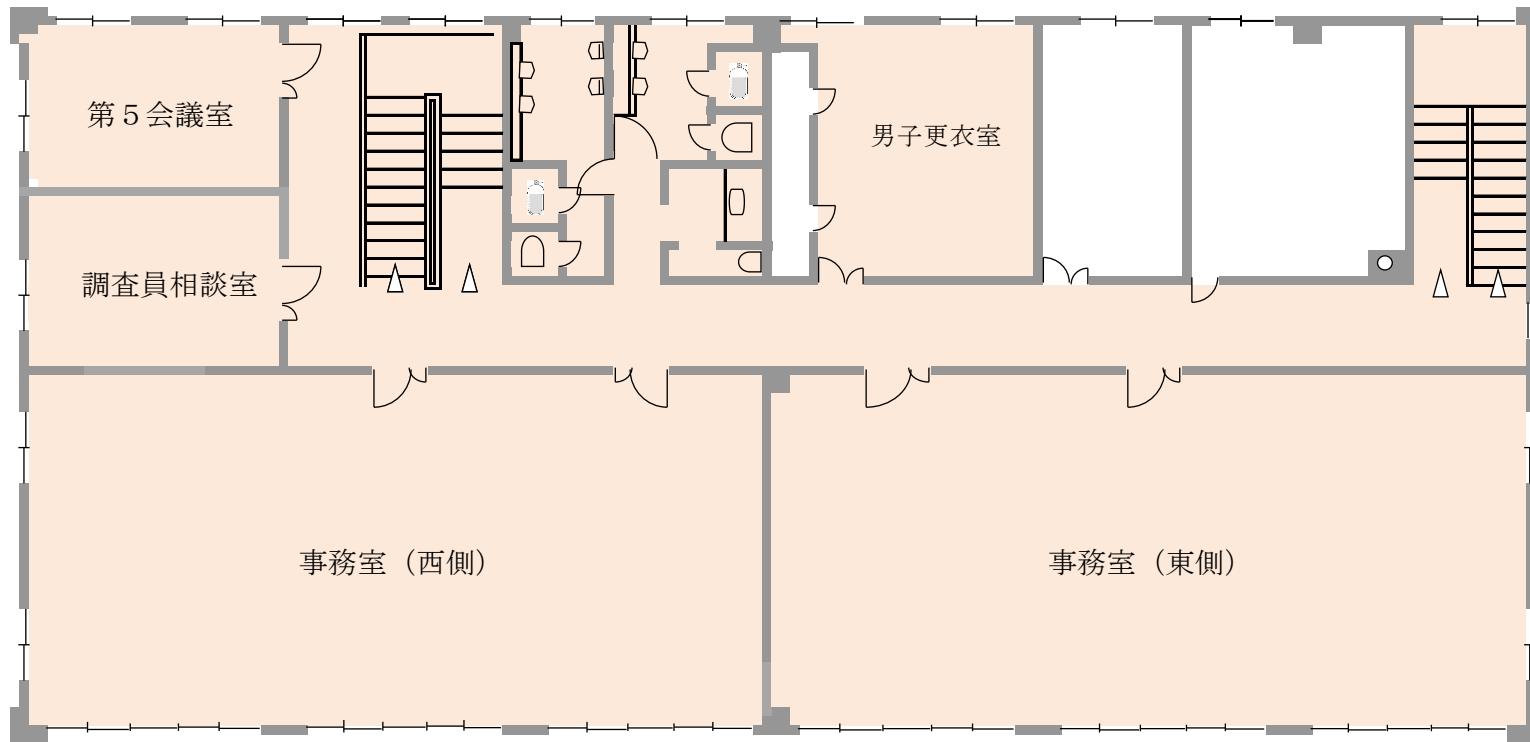
東北農政局秋田県拠点庁舎

2階 平面図



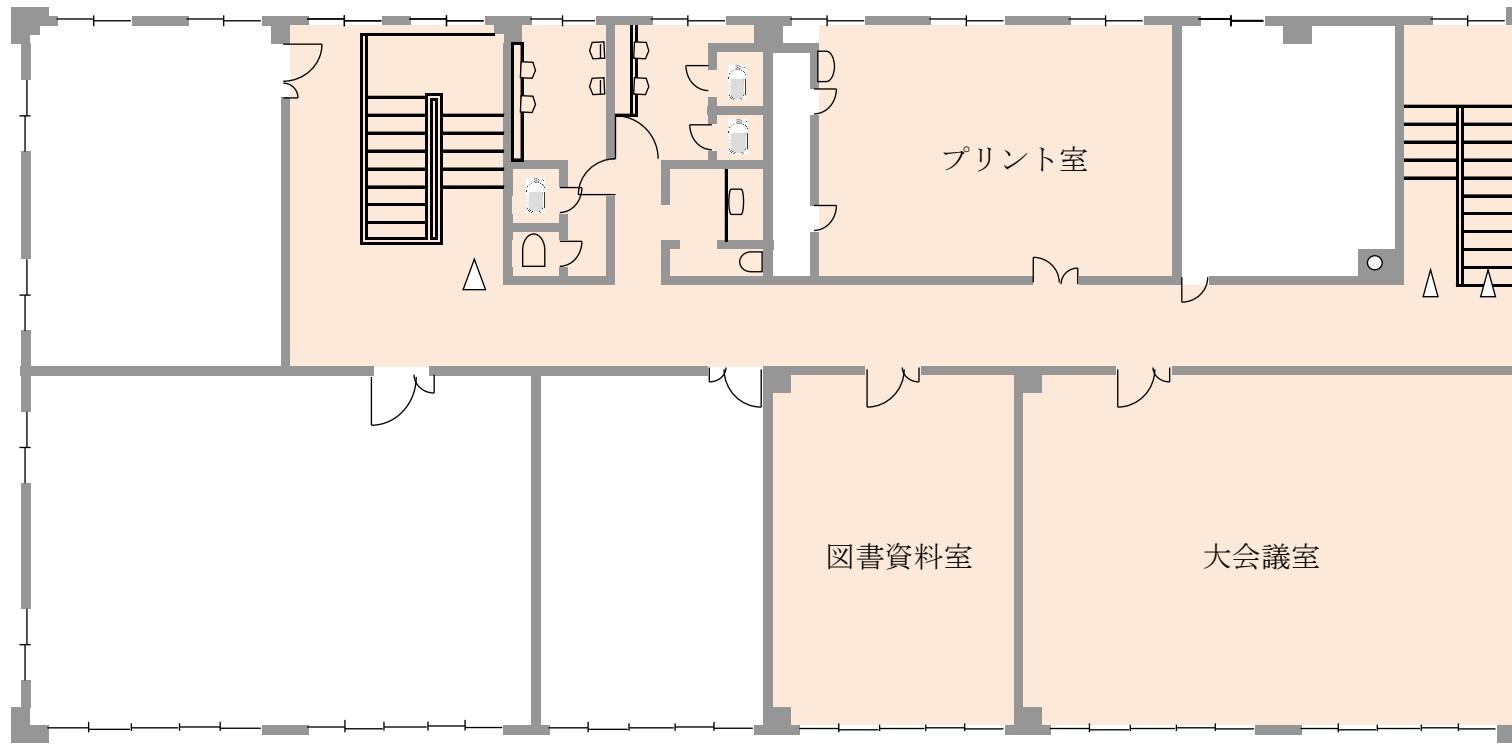
東北農政局秋田県拠点庁舎

3階 平面図



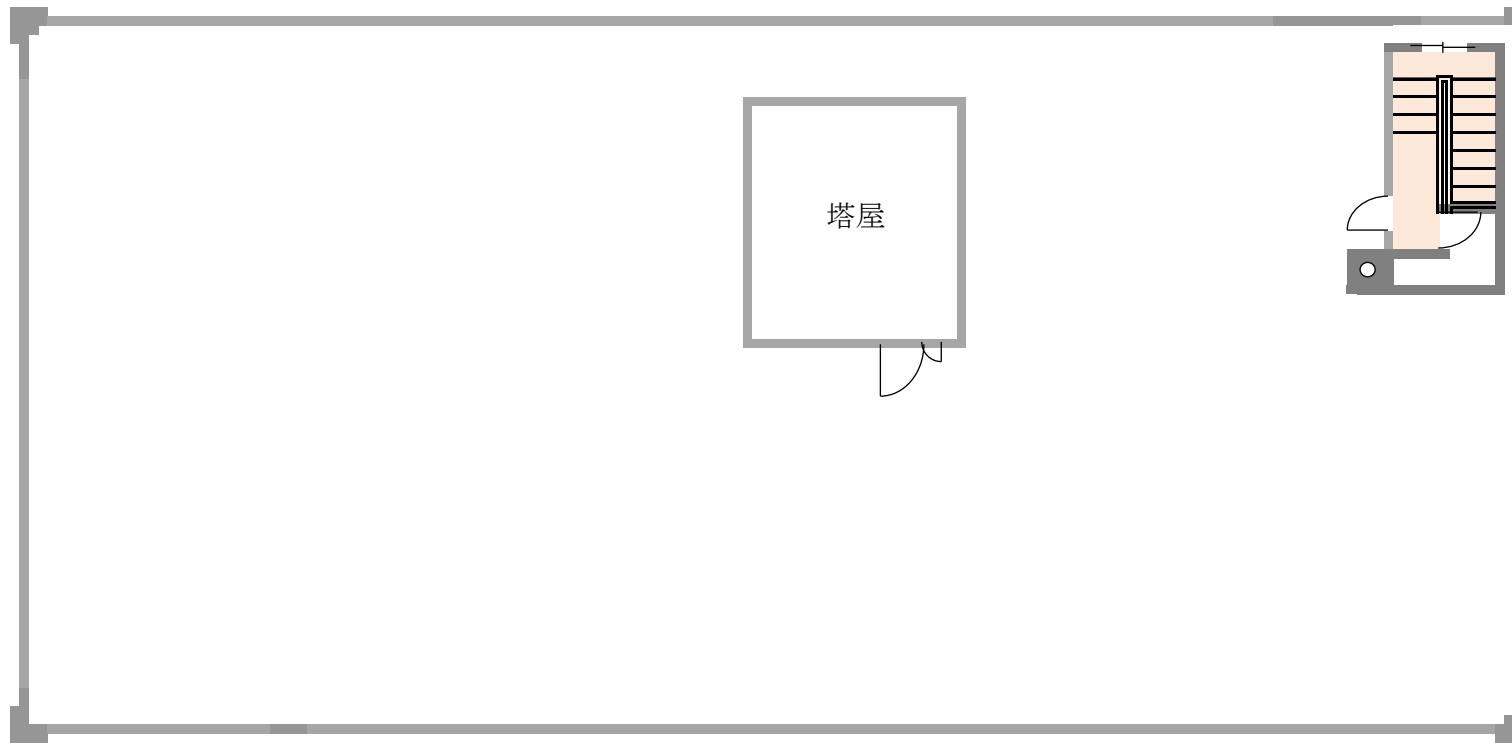
東北農政局秋田県拠点庁舎

4階 平面図



東北農政局秋田県拠点庁舎

5階 平面図

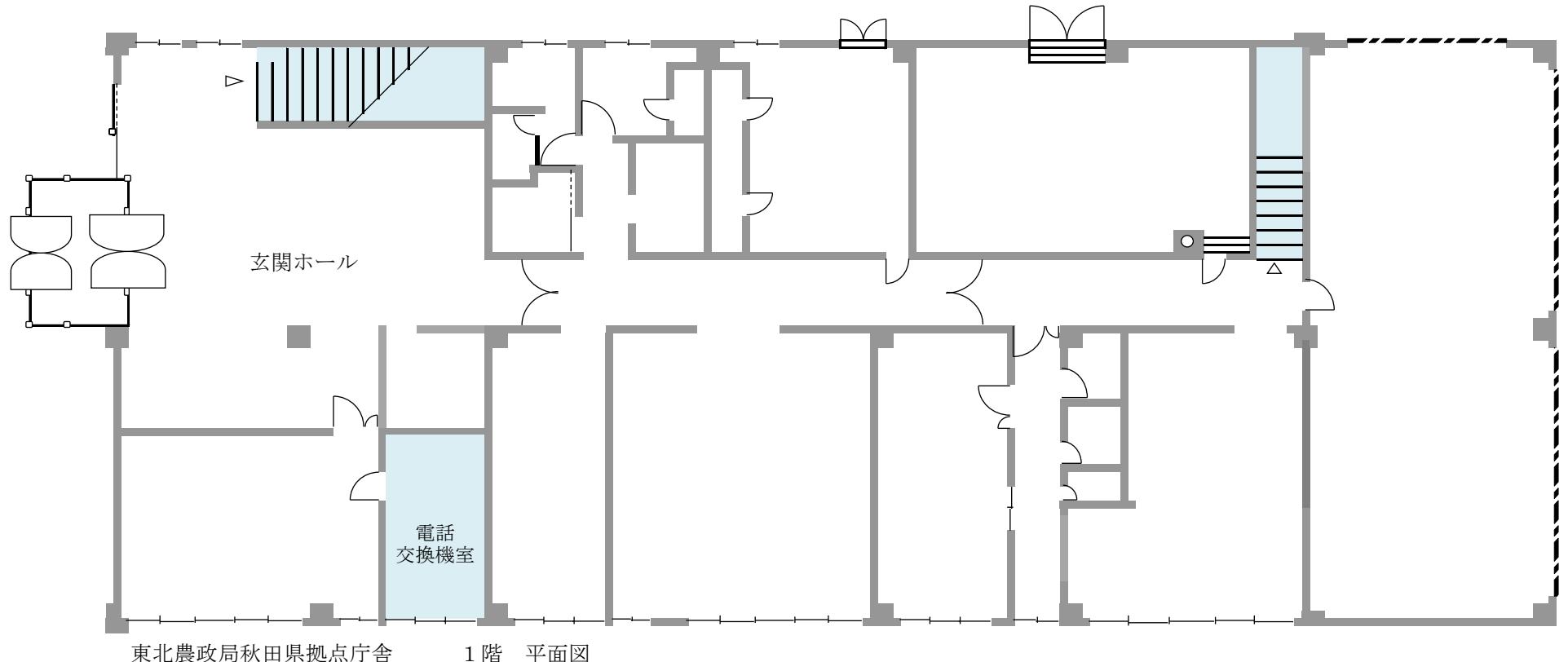


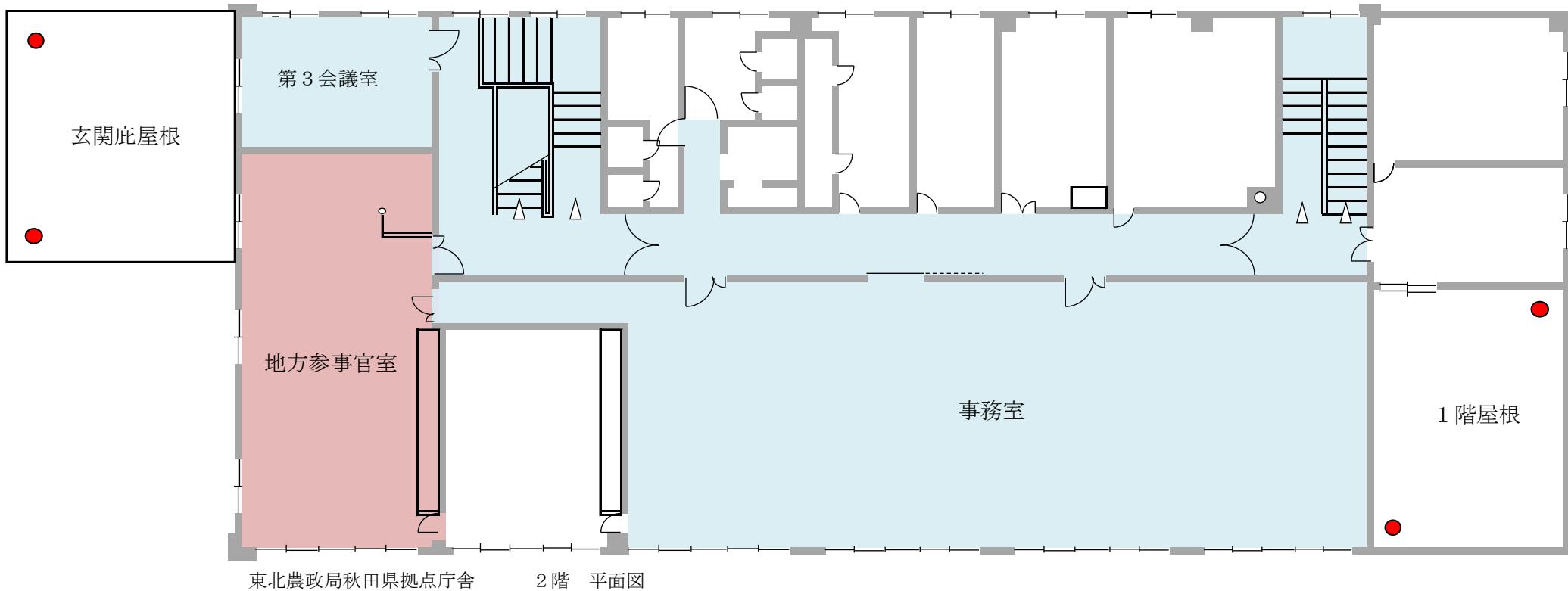
東北農政局秋田県拠点庁舎 R階 平面図

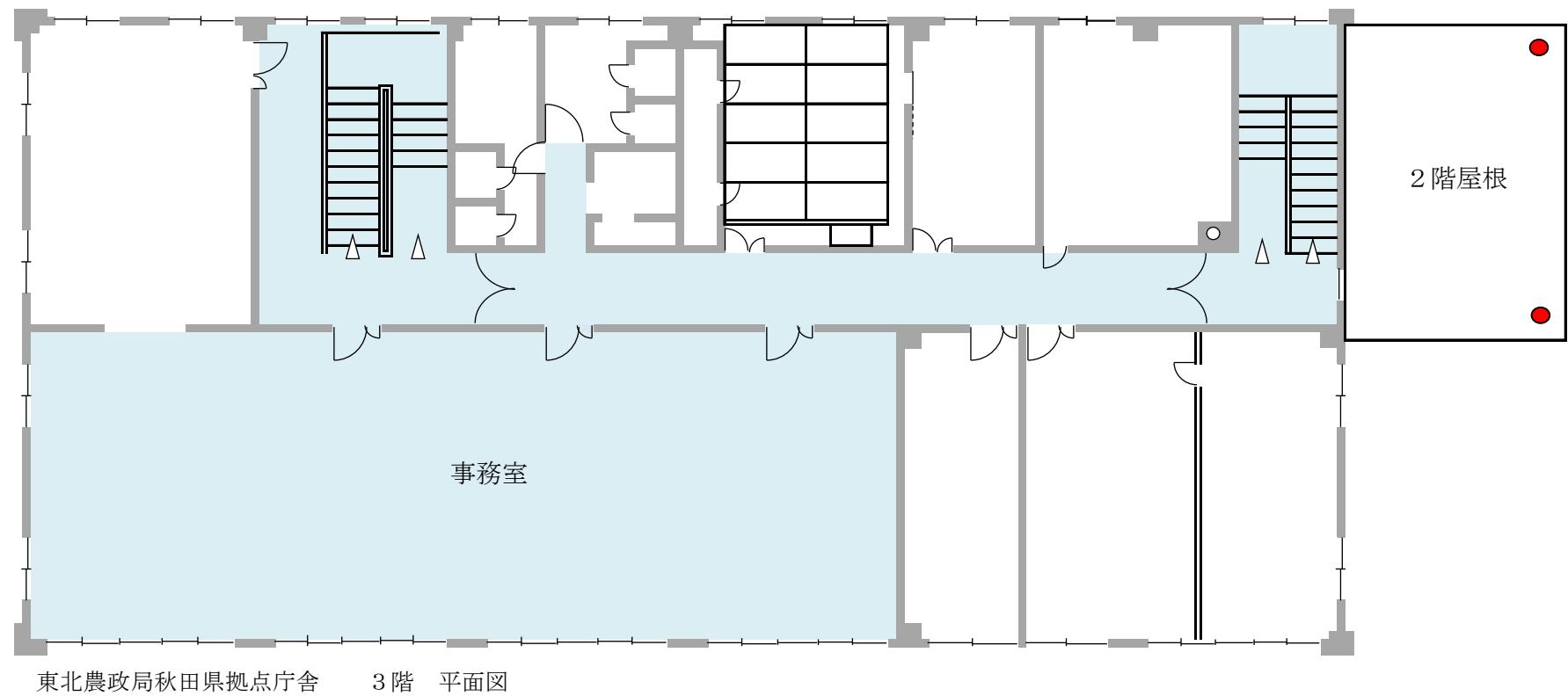
## 概略図面

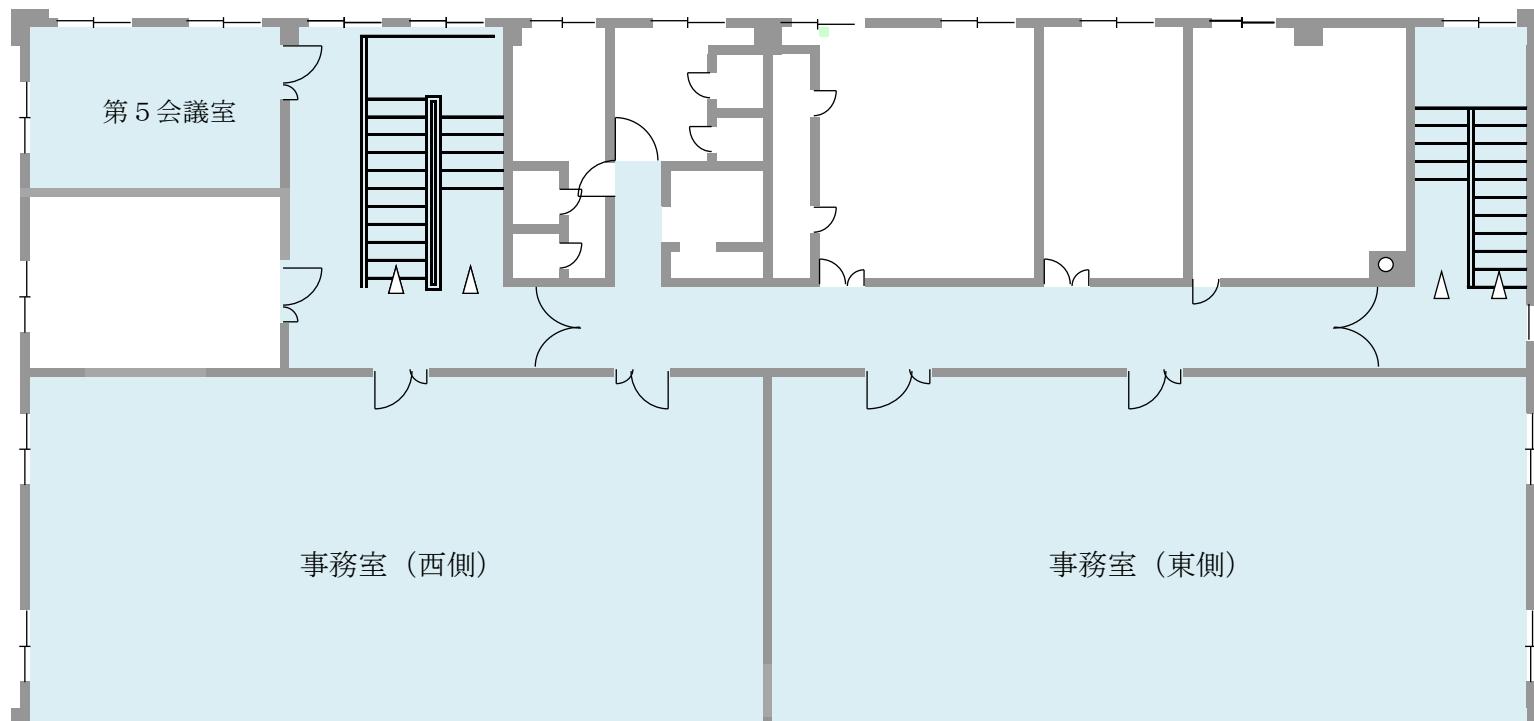
(ワックス、カーペット、ルーフドレン清掃、除草等作業)

※ワックスは青色、カーペットはピンク色、ルーフドレンは赤色

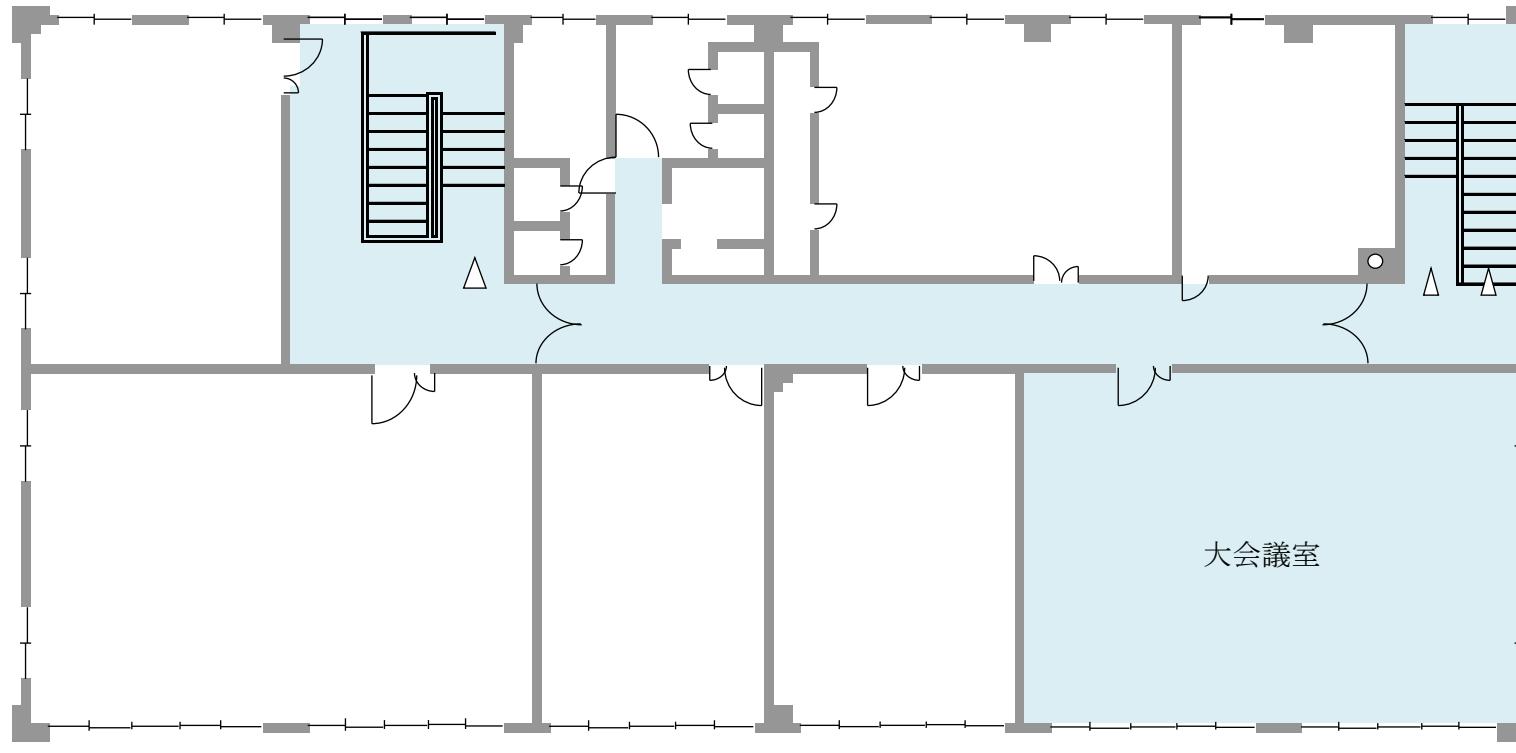




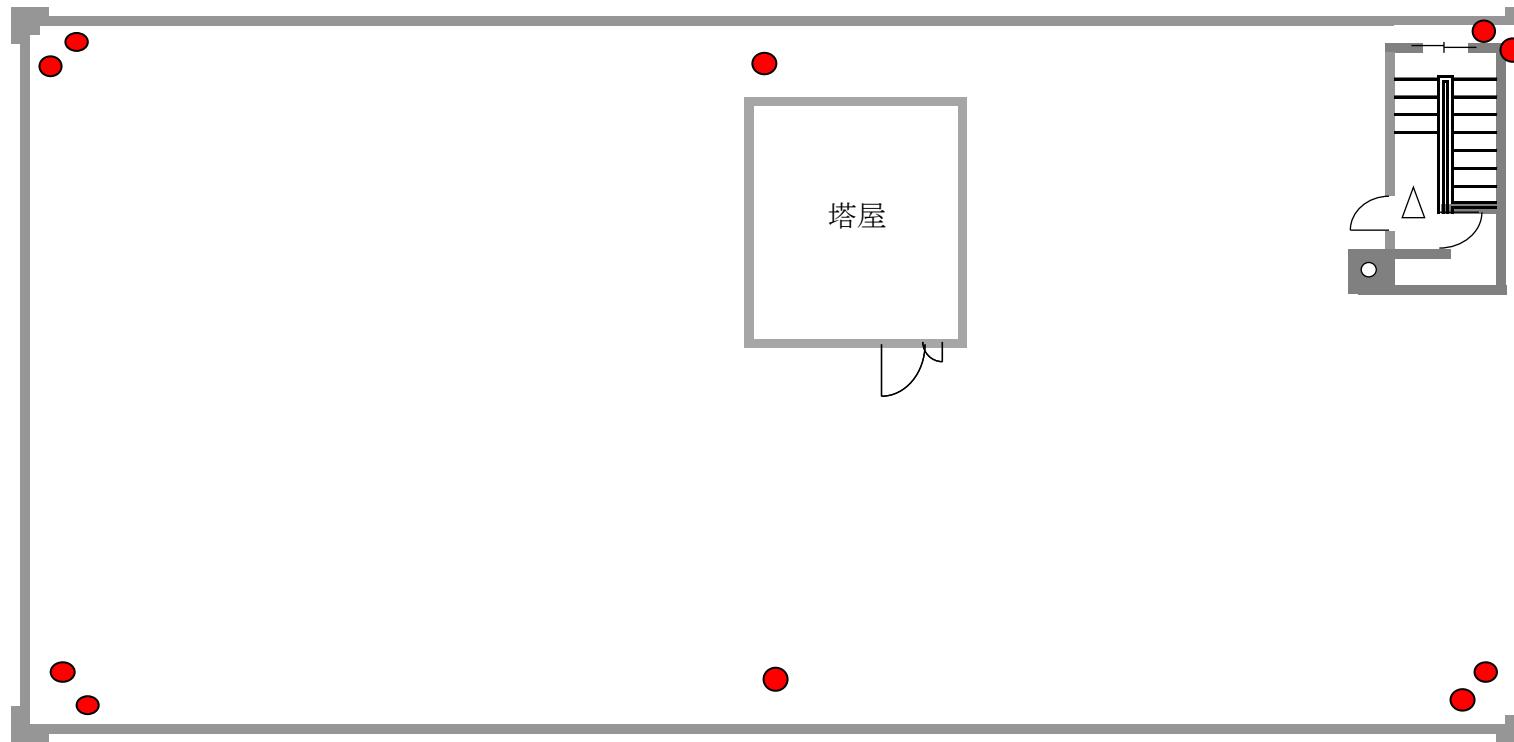




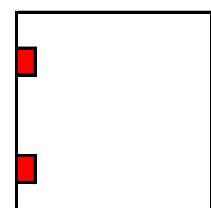
東北農政局秋田県拠点庁舎 4階 平面図



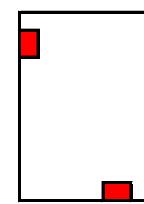
東北農政局秋田県拠点庁舎 5階 平面図



東北農政局秋田県拠点庁舎  
図 R階 平面



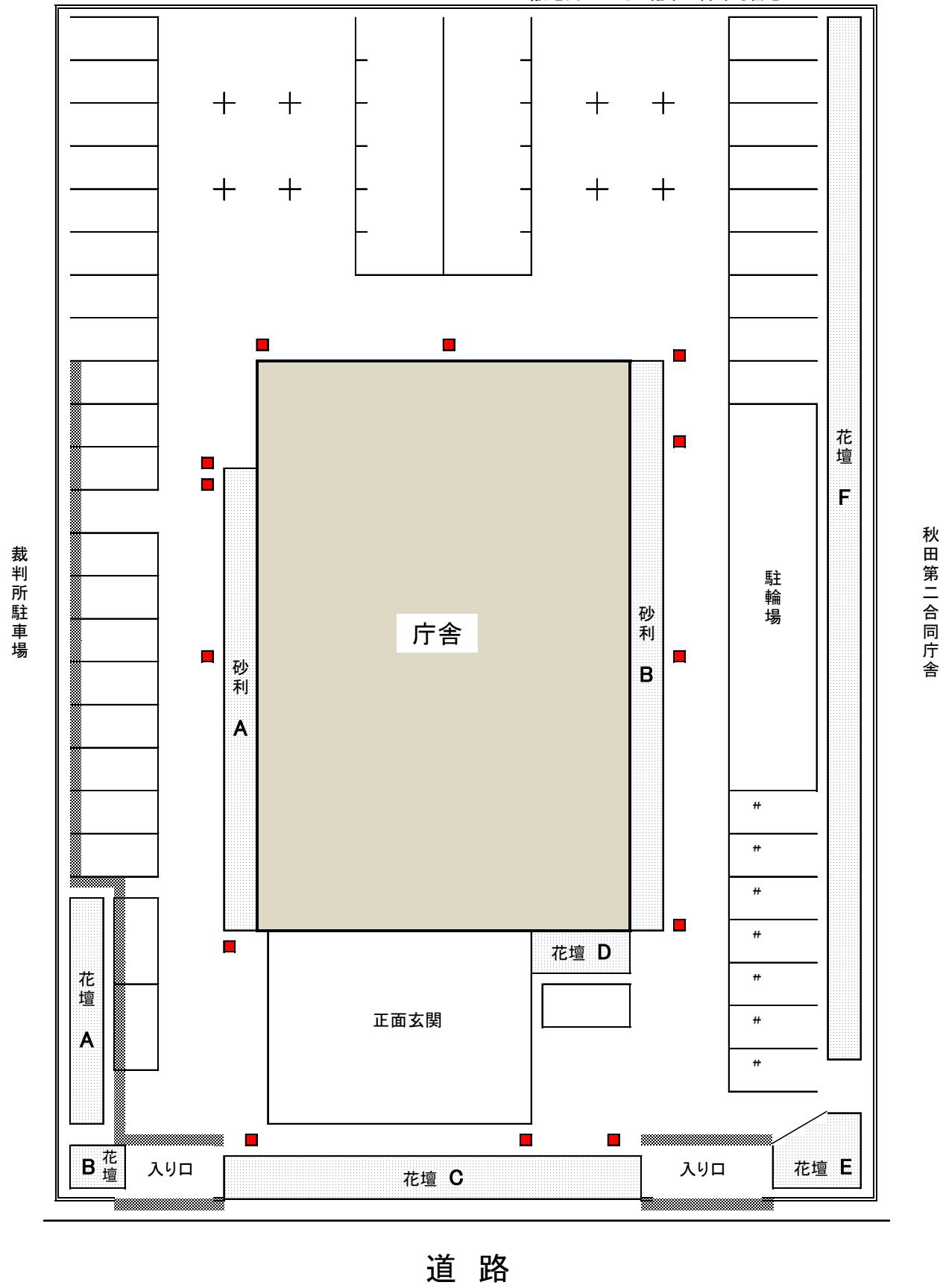
塔屋R階



R階

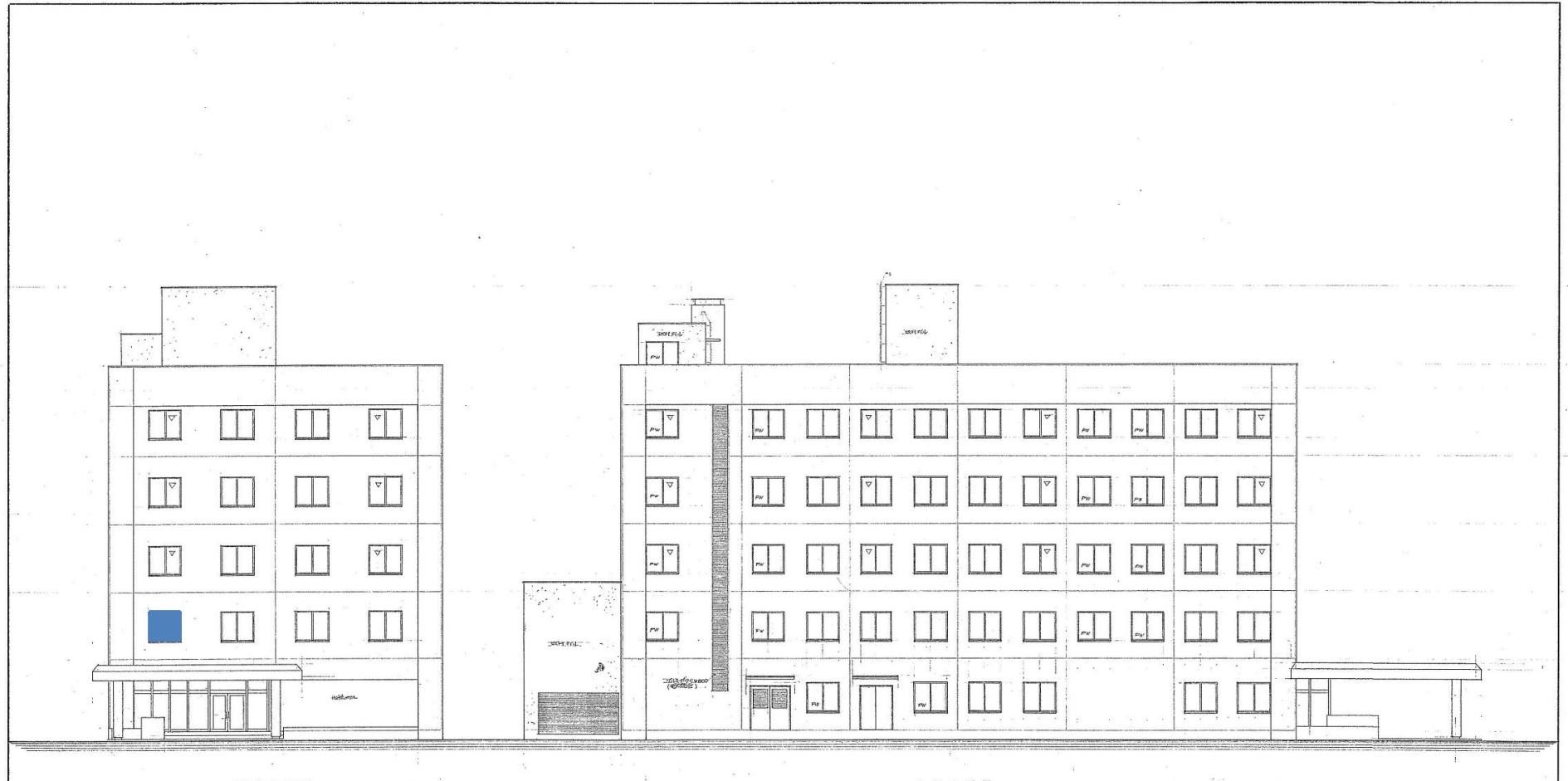
## 東北農政局秋田県拠点敷地内

側溝清掃箇所は  部分とする。  
 雨水枠清掃箇所は  部分とする。  
 除草作業箇所は  部分とする。  
 \* 敷地内に生えた雑草の除草も含む



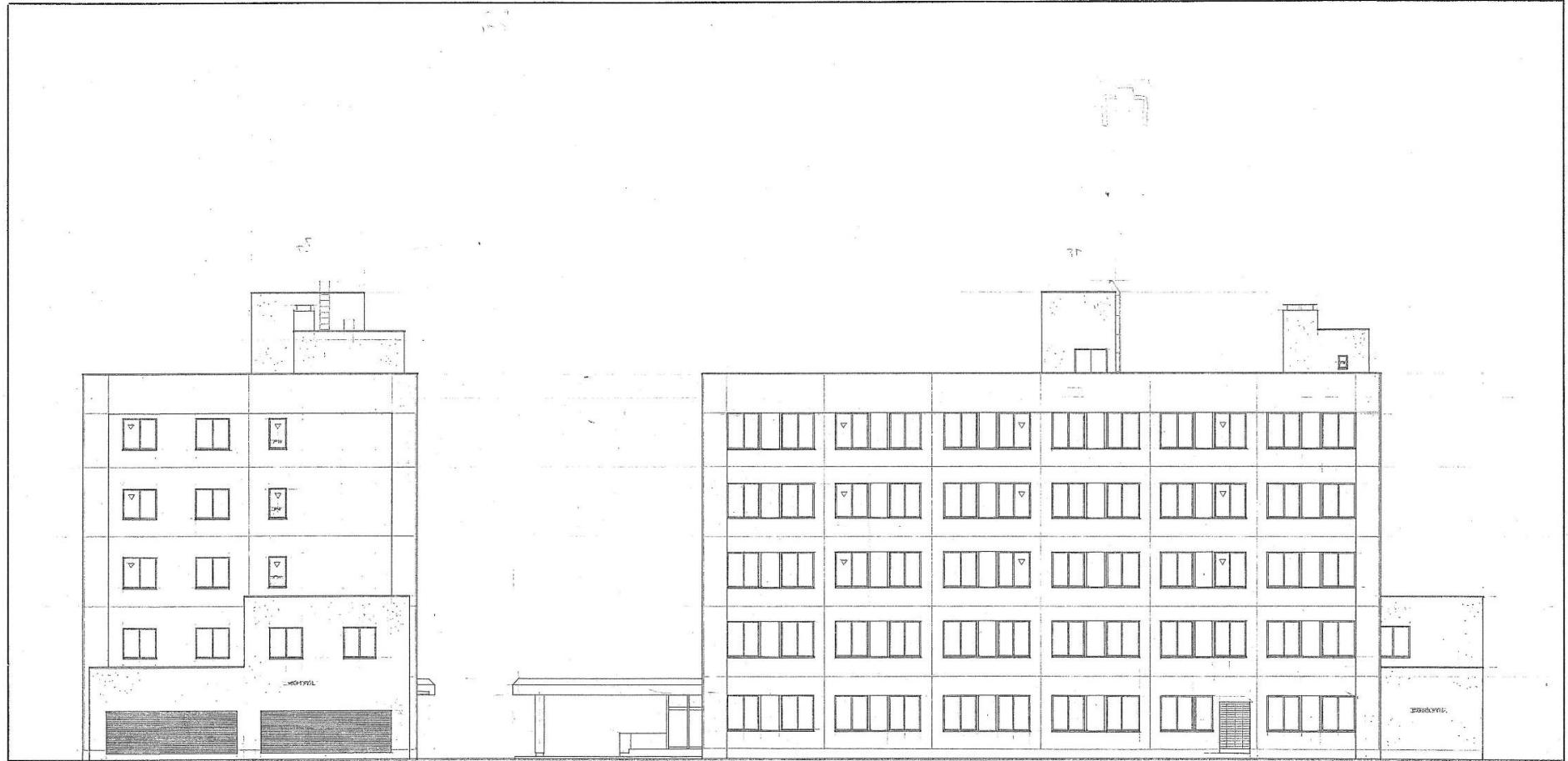
概略図面

(窓ガラス清掃)



青色の窓は清掃の対象外とする

新潟県食糧事務所新潟支所工事部
(建設)
立面図
昭和 58 年度 食糧庁 管理部 5/100 黒/内
昭和 58 年 3 月 経理課 No. 7



東側立面圖 5/100

南側立面圖

秋田食糧新潟市倉新築元の施工書  
(建築)  
縮尺 1/100  
立面図  
昭和 34 年度 食糧庁 管理部 45 葉/内  
昭和 34 年 8 月 経理課 No. 8